

公募型プロポーザル実施公告

尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託の優先候補者選定に係る公募型プロポーザルの実施については、次のとおりである。

令和4年4月11日

尾張東部衛生組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 業務概要

- (1) 業務名 尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容 「尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 業務場所 尾張旭市 晴丘町東外 地内
- (5) 契約上限額 金15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過している者であること。
- (3) (2)の者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (4) 令和4・5年度あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札参加資格者名簿において「建設コンサルタント」の業種に「建設環境」の登録がされている者であること。
- (5) 令和4年4月11日から優先候補者決定・通知の日までの間において、瀬戸市から指名停止措置又は指名見合わせ措置を受けていない者であること。
- (6) 令和4年4月11日から優先候補者決定・通知の日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）」及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年10月1日施行）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 応募手続き

(1) 問い合わせ先

尾張東部衛生組合

〒488-0031 尾張旭市晴丘町東33番地の1

電話0561-54-1643 FAX0561-52-3886

メールアドレス haruoka@city.seto.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施要領等の入手方法

尾張東部衛生組合ホームページからダウンロードすることができる。

アドレス：<http://www.haruka-center.com/>

(3) 応募書類等の提出

ア 提出先 前記3(1)の問い合わせ先に同じ

イ 提出期間

(参加申込書等) 令和4年4月11日(月)から4月25日(月)午後5時まで

(企画提案書等) 令和4年5月12日(木)から5月25日(水)午後5時まで

ウ いずれの書類も持参の場合は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送等の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内必着とする。

エ 提出部数 7部(正本1部、副本6部)ただし、見積書及び内訳書は1部

4 審査手続き及び優先候補者の選定・決定

(1) 審査委員会の設置

応募書類等の審査、評価及び優先候補者の選定は、尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、非公開で行うものとする。

(2) 一次審査(書面審査)の実施

提出された参加申込書等について、参加資格の確認後、業務実施項目の評価・採点を実施し、上位5者を(3)二次審査(ヒヤリング)対象者とする。

なお、応募者が5者以下の場合は、全ての応募者を(3)二次審査(ヒヤリング)対象者とする。

審査結果は、令和4年5月12日(木)に応募者へ通知する。

(3) 二次審査(ヒヤリング)の実施

令和4年5月27日(金)(予定)

時間及び会場の詳細については、別途、二次審査対象者に通知する。

二次審査対象者は、一次審査結果通知の日から令和4年5月25日(水)午後5時までに企画提案書等を提出すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対面ヒヤリングではなくZoomによるリモートでのヒヤリングとする場合がある。

(4) 審査結果の通知と公表

本審査の結果は、本審査実施日の翌日から起算して5日以内(土、日休日は除く。)に参加者に対して書面で通知するとともに、本組合ホームページにおいて公表する。

なお、上記の審査前後を問わず審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る全ての書類の作成、提出及び審査に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権に関する取扱い

提出された応募書類等の著作権は応募者に帰属するが、契約締結した応募書類等の著作権については、契約締結時点で本組合に帰属するものとする。

なお、本組合は応募者に無断で本要領に定める目的以外で提出された応募書類等の使用及び第三者に情報を提供しない。

(3) 本組合からの提供資料の取扱い

本組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 構成員の変更の禁止

契約締結後に応募者が提出した構成員の変更は認めない。

ただし、不測の事態により、やむを得ない事情が生じた場合は、本組合と協議を行い、本組合がこれを認めたときはこの限りではない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した応募書類等の変更は認めない。

ただし、本組合からその内容について疑義照会や追加資料を求めた場合はこの限りではない。

(7) 辞退届の提出

参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式1-2）を速やかに持参又は郵送等により提出すること。

(8) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格に該当しない場合

イ 本要領に定める応募書類等を期限内に提出しなかった場合

ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合又は重要な事実について記載がなかった場合

エ 審査委員会の審査において、審査の公平性を害する行為があったと認められる場合

オ 見積価格の消費税及び地方消費税込価格が1（5）契約上限額を超える場合

6 その他

(1) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

(2) 見積書は、社印・代表者印を押印の上、厳封すること。その他の提出書類は押印を要しない。